

ハラスメント防止に関する方針

制 定 日：2024 年 7 月 8 日

1. ハラスメント行為は人権に係る重要な問題であり、従業員の尊厳を傷つけ就業環境の悪化を招くあってはならない行為です。また当社は、ハラスメント行為を断じて許さず、全ての従業員が互いに尊重し合える安全で快適な就業環境づくりに取り組んでいきます。
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント・介護休業等に関するハラスメントなど、あらゆる個人の尊厳を損なう行為や職場環境を悪化させる行為は全て禁止とします。
3. この方針は、正社員、契約社員、パートナー社員のほか、当社に関係するすべての方を対象とします。
4. 当社は、ハラスメントの解決のために相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いはい行いません。また、プライバシーを厳守したうえで対応します。
5. 当社の社員がハラスメントを行った場合、就業規則に基づき、懲戒処分を含めて厳正に対応します。また、被害者の就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

株式会社 Build up Service
代表取締役社長 山菅 利彦